

千葉大学アカデミック・リンク・センター教育・学修支援専門職養成部門
運営委員会規程

平成27年10月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉大学アカデミック・リンク・センター規程第7条第2項の規定に基づき、千葉大学アカデミック・リンク・センター教育・学修支援専門職養成部門運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 教育関係共同利用拠点の運営に関する事項
- 二 その他教育・学修支援専門職養成部門の活動に関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
 - 二 教員会議構成員の中からセンター長が指名する者 若干名
 - 三 部門の組織及び運営に係る事項に関し学識経験を有する者
- 2 前項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第3号の委員は、センター長が委嘱する。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、附属図書館利用支援企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

2 第3条第1項第2号及び第3号の規定により最初に委員となった者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとし、再任を妨げないものとする。